存続期間（有効期間）が延長される許認可等一覧

- **令和8年9月4日15時現在の情報を掲載しています。**
- **対象となる許認可等は、各府省庁の告示が制定され次第、順次追加いたします。**

・適用対象は、特に記載のあるものを除き、令和8年熊本地震に際し災害救助法が適用された区域に住所を有する者又は法人等になります。
・存続期間（有効期間）の延長後の満了日は、特に記載のあるものを除き、令和9年1月27日になります。

【警察庁】

告示番号（告示日）	措置名	根拠条文		問合せ先
		法形式	法令の名称及び該当条項	
国家公安委員会告示第37号（令和8年8月7日）	講習修了証明書を有効に行使できる期間の延長	法律	銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の2第1項第1号及び第7項第1号	熊本県警察本部生活安全部生活安全企画課（096-381-0110（代表））
	技能講習修了証明書を有効に行使できる期間の延長	法律	銃砲刀剣類所持等取締法第5条の2第3項第1号	熊本県警察本部生活安全部生活安全企画課（096-381-0110（代表））
	震災、風水害、火災その他の災害により許可済猟銃を亡失し、又は許可済猟銃が滅失した者に係る許可の基準の特例期間の延長	法律	銃砲刀剣類所持等取締法第5条の2第3項第2号	熊本県警察本部生活安全部生活安全企画課（096-381-0110（代表））
	海外旅行、災害その他の政令で定めるやむを得ない事情により、銃刀法第7条の3第2項の規定による許可の更新を受けることができなかった者の救済期間の延長	法律	銃砲刀剣類所持等取締法第5条の2第3項第3号	熊本県警察本部生活安全部生活安全企画課（096-381-0110（代表））
	技能検定の合格証明書を有効に行使できる期間の延長	法律	銃砲刀剣類所持等取締法第5条の2第3項第4号	熊本県警察本部生活安全部生活安全企画課（096-381-0110（代表））
	射撃教習の教習修了証明書を有効に行使できる期間の延長	法律	銃砲刀剣類所持等取締法第5条の2第3項第5号	熊本県警察本部生活安全部生活安全企画課（096-381-0110（代表））
	猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの許可の有効期間の延長	法律	銃砲刀剣類所持等取締法第7条の2第1項	熊本県警察本部生活安全部生活安全企画課（096-381-0110（代表））
	更新された猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの許可の有効期間の延長	法律	銃砲刀剣類所持等取締法第7条の2第2項	熊本県警察本部生活安全部生活安全企画課（096-381-0110（代表））
	銃砲等又は刀剣類の所持の許可後に当該許可に係る銃砲等又は刀剣類を所持するまでの期間の延長	法律	銃砲刀剣類所持等取締法第8条第1項第1号	熊本県警察本部生活安全部生活安全企画課（096-381-0110（代表））
	教習資格認定証の有効期間の延長	法律	銃砲刀剣類所持等取締法第9条の5第2項	熊本県警察本部生活安全部生活安全企画課（096-381-0110（代表））
	確認事務の委託に係る都道府県公安委員会の登録の更新期間の延長	法律	道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の8第6項	熊本県警察本部交通部交通指導課（096-381-0110（代表））
	仮免許の有効期間の延長	法律	道路交通法第87条第6項	熊本県警察本部交通部運転免許試験課（096-233-0116（代表））
	運転免許試験の合格の効力の延長	法律	道路交通法第90条第1項	熊本県警察本部交通部運転免許試験課（096-233-0116（代表））
	免許証等の有効期間の延長	法律	道路交通法第95条の6第1項及び第2項	熊本県警察本部交通部運転免許課 （096-233-0110（代表））
	路上練習をした者が運転免許試験を受けることができる期間の延長	法律	道路交通法第96条の2	熊本県警察本部交通部運転免許試験課（096-233-0116（代表））
	取消処分者講習を受けた者が運転免許試験を受けることができる期間の延長	法律	道路交通法第96条の3第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）	熊本県警察本部交通部運転免許試験課（096-233-0116（代表））
	運転免許試験が一部免除される卒業証明書等の有効期間の延長	法律	道路交通法第97条の2第1項第1号、第2号 道路交通法第97条の2第1項第3号並びに同号イ、同号ロ及び同号ハ 道路交通法第97条の2第1項第4号、第5号	熊本県警察本部交通部運転免許試験課（096-233-0116（代表））
	再試験の免除の期間の延長	法律	道路交通法第100条の2第1項第1号及び第2号	熊本県警察本部交通部運転免許試験課（096-233-0116（代表））
	高齢者講習等を受けてから免許証等の更新を受けるまでの期間の延長	法律	道路交通法第101条の4第1項第2項及び第3項	熊本県警察本部交通部運転免許課 （096-233-0110（代表））
	過去の免許期間として評価される期間の延長（二人乗り運転）	政令	道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第26条の3の3第1項第2号及び第3号（同条第3項において準用する場合を含む。） 道路交通法施行令第26条の3の3第2項第1号及び第2号（同条第3項において準用する場合を含む。）	熊本県警察本部交通部運転免許課 （096-233-0110（代表））
	過去の免許期間として評価される期間の延長（初心運転者標識の表示義務の免除）	政令	道路交通法施行令第26条の4第1項第1号から第3号 道路交通法施行令第26条の4第2項第1号イ、ロ、ハ及びニ並びに第2号イ、ロ、ハ及びニ	熊本県警察本部交通部運転免許課 （096-233-0110（代表））
	取得時講習の免除を受けることができる期間の延長	政令	道路交通法施行令第33条の5の3第1項第1号ロ、ハ及びホ 道路交通法施行令第33条の5の3第1項第2号及び同号ハ 道路交通法施行令第33条の5の3第2項第1号ロ、ハ及びホ 道路交通法施行令第33条の5の3第2項第2号及び同号ハ 道路交通法施行令第33条の5の3第3項第2号及び第3号 道路交通法施行令第33条の5の3第4項第1号ロ及びハ 道路交通法施行令第33条の5の3第4項第2号	熊本県警察本部交通部運転免許試験課（096-233-0116（代表））

	路上練習の免除を受けることができる期間の延長	政令	道路交通法施行令第34条の2第1号イ、ロ及びホ 道路交通法施行令第34条の2第2号ロ及びニ	熊本県警察本部交通部運転免許試験課(096-233-0116(代表))
	運転免許試験の一部免除を受けることができる期間の延長	政令	道路交通法施行令第34条の5第1号ハ 道路交通法施行令第34条の5第2号ハ 道路交通法施行令第34条の5第3号ロ、ハ及びニ 道路交通法施行令第34条の5第4号 道路交通法施行令第34条の5第5号 道路交通法施行令第34条の5第6号	熊本県警察本部交通部運転免許試験課(096-233-0116(代表))
	更新時講習の免除を受けることができる期間の延長	政令	道路交通法施行令第37条の6第1号、第2号及び第3号 道路交通法施行令第37条の6の2第1号及び第2号	熊本県警察本部交通部運転免許課 (096-233-0110(代表))
	運転免許の取消しを受けた者が運転経歴証明書の交付又は運転経歴情報の記録を受けることができる期間の延長	政令	道路交通法施行令第39条の2の6第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)	熊本県警察本部交通部運転免許課 (096-233-0110(代表))
	過去の免許期間として評価される期間の延長(初心運転者標識の表示義務の免除)	政令	道路交通法施行令の一部を改正する政令(平成28年政令第258号)附則第9条第1号及び第2号	熊本県警察本部交通部運転免許課 (096-233-0110(代表))
	免許申請書に添付する取得時講習等の受講証明書の有効期間の延長	省令	道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第18条の2第1項	熊本県警察本部交通部運転免許試験課(096-233-0116(代表))
	運転免許試験が一部免除される高齢者講習等の受講期間の延長	省令	道路交通法施行規則第26条の2	熊本県警察本部交通部運転免許課 (096-233-0110(代表))
	認知機能検査等の免除を受けることができる期間の延長	省令	道路交通法施行規則第26条の4第1号、第2号及び第3号 道路交通法施行規則第29条の2の3第1号、第2号及び第3号	熊本県警察本部交通部運転免許課 (096-233-0110(代表))
	過去の技能検定員審査又は教習指導員審査における成績等の効力の延長	規則	技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号)第17条第1項第1号及び第2号	熊本県警察本部交通部運転免許試験課(096-233-0116(代表))
	免許取得時に一般運転者講習を受けることが可能となる特定失効者の該当事由に係る期間の延長	規則	運転免許に係る講習等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第4号)第5条第1項	熊本県警察本部交通部運転免許試験課(096-233-0116(代表))
	警備業者に係る認定の有効期間の延長	法律	警備業法(昭和47年法律第117号)第5条第4項	熊本県警察本部生活安全部生活安全企画課(096-381-0110(代表))
	警備業者に係る認定の有効期間の延長	法律	デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律(令和5年法律第63号)附則第3条第1項	熊本県警察本部生活安全部生活安全企画課(096-381-0110(代表))
	犯罪被害者等給付金の支給裁定に係る申請期間の延長	法律	犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和55年法律第36号。)第10条第2項及び第3項	熊本県警察本部警務部広報県民課犯罪被害者支援室(096-381-0110(代表))
	オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給裁定に係る申請期間の延長	法律	オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律(平成20年法律第80号。)第6条第3項	熊本県警察本部警務部広報県民課犯罪被害者支援室(096-381-0110(代表))
	国外犯罪被害弔慰金等の支給裁定に係る申請期間の延長	法律	国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律(平成28年法律第73号。)第9条第3項及び第4項	熊本県警察本部警務部広報県民課犯罪被害者支援室(096-381-0110(代表))

【こども家庭庁】

告示番号 (告示日)	措置名	根拠条文		問合せ先
		法形式	法令の名称及び該当条項	
こども家庭庁告示第15号 (令和8年8月12日)	民間あっせん機関への許可の有効期間の延長	法律	民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律(平成28年法律第110号)第6条第1項	民間あっせん機関が所在する都道府県(指定都市又は児相設置市に事業所が所在する場合は当該市)の児童福祉担当
	母子保健法第20条の規定に基づく養育医療の給付	法律	母子保健法第20条第1項	お住まいの市区町村の母子保健担当
	児童福祉法第20条の規定に基づく療育の給付	法律	児童福祉法第20条第1項	お住まいの市区町村の母子保健担当
	指定障害児通所支援事業者の指定	法律	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項	事業所が所在する都道府県(指定都市、中核市又は児相設置市に事業所が所在する場合は当該市)の障害児支援担当
	障害児の保護者に対する障害児通所給付決定の有効期間の延長	法律	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の5第1項	お住まいの市区町村の障害児支援担当
	指定障害児入所施設の指定	法律	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の2第1項	事業所が所在する都道府県(指定都市又は児相設置市に事業所が所在する場合は当該市)の障害児支援担当
	障害児の保護者に対する障害児入所給付決定の有効期間の延長	法律	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の3第4項	お住まいの都道府県(指定都市又は児相設置市にお住まいの場合は当該市)の障害児支援担当
	指定障害児相談支援事業者の指定	法律	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の26第1項第1号	事業所が所在する市区町村の障害児支援担当
こども家庭庁厚生労働省告示第8号 (令和8年8月17日)	指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の指定	法律	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項	社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課(03-3595-2528)
	障害者及び障害児の保護者に対する介護給付費等の支給決定の有効期間の延長	法律	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第19条第1項	社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課(03-3595-2528)
	自立支援医療費の支給認定の有効期間の延長	法律 政令	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第52条及び第55条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第43条	社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課(03-3595-2307)

	指定自立支援医療機関の指定の更新	法律	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第54条及び第60条	社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課（03-3595-2307）
	指定特定相談支援事業者の指定	法律	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第１項第１号	社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課（03-3595-2528）

【総務省】

告示番号（告示日）	措置名	根拠条文		問合せ先
		法形式	法令の名称及び該当条項	
令和８年総務省告示第311号（令和８年８月14日）	無線局の免許の有効期間の延長	法律	電波法第４条	九州総合通信局総合通信相談所（096-326-7819）
	無線局の再免許の申請期間の延長	省令	無線局免許手続規則第１８条	九州総合通信局総合通信相談所（096-326-7819）
	無線局の登録の有効期間の延長	法律	電波法第２７条の２１	九州総合通信局総合通信相談所（096-326-7819）
	無線局の再登録の申請期間の延長	省令	無線局免許手続規則第２５条の１４	九州総合通信局総合通信相談所（096-326-7819）
	電気通信主任技術者資格者証の交付の申請を行える期間の延長	省令	電気通信主任技術者規則第39条第２項	総合通信基盤局電気通信事業部電気通信技術システム課（03-5253-5862）
	郵便等投票証明書の有効期間の延長	法律	公職選挙法施行令第59条の3第1項、公職選挙法施行規則第10条の3第4項	総務省自治行政局選挙部選挙課（03-5253-5568）
	船員の選挙人名簿登録証明書の有効期限の延長	法律	公職選挙法行令第18条、公職選挙法施行規則第3条第1項	総務省自治行政局選挙部選挙課（03-5253-5568）
	工事担任者資格者証の交付の申請期間の延長	省令	工事担任者規則第37条第２項	総合通信基盤局電気通信事業部電気通信技術システム課（03-5253-5862）
令和8年消防庁告示第12号（令和8年8月14日）	防火対象物点検の特例の認定期間の延長	法律	消防法第8条の2の3	消防庁予防課（03-5253-7523）
	防災管理点検の特例の認定期間の延長	法律	消防法第36条第1項において準用する同法第8条の2の3	消防庁予防課（03-5253-7523）

【法務省】

告示番号（告示日）	措置名	根拠条文		問合せ先
		法形式	法令の名称及び該当条項	
法務省告示第69号（令和8年8月7日）	外国法事務弁護士となる資格の承認の有効期間の延長	法律	外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第14条	法務省大臣官房司法法制部審査監督課外国法事務弁護士第一係 03-3580-4111（内2373）
	外国法事務弁護士となる資格の承認を受けた者に対する特定外国法の指定の有効期間の延長	法律	外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第19条	法務省大臣官房司法法制部審査監督課外国法事務弁護士第一係 03-3580-4111（内2373）
	工場財団等が消滅しない期間の延長	法律	工場抵当法（明治38年法律第54号）第8条第3項	お近くの法務局・地方法務局 http://www.moj.go.jp/MINJI/minji10.html
	工場財団等の所有権保存の登記の有効期間の延長	法律	工場抵当法（明治38年法律第54号）第10条	お近くの法務局・地方法務局 http://www.moj.go.jp/MINJI/minji10.html
法務省・国土交通省告示第2号（令和8年8月7日）	建設機械の登記の登記用紙が閉鎖されない期間の延長	法律	建設機械抵当法（昭和29年法律第97号）第8条	お近くの法務局・地方法務局 http://www.moj.go.jp/MINJI/minji10.html
法務省告示第69号（令和8年8月7日）	犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律（平成十八年法律第八十七号。以下「法」という。）第九条第一項の規定により被害回復給付金の支給の申請をすることができること	法律	法第九条第一項	法務省刑事局総務課（03-3580-4111（内線2398））
	犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律（平成十八年法律第八十七号。以下「法」という。）第九条第二項の規定により対象被害者の一般承継人が被害回復給付金の支給の申請をすることができること	法律	法第九条第二項	法務省刑事局総務課（03-3580-4111（内線2398））
	犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律（平成十八年法律第八十七号。以下「法」という。）第十四条第一項、第十五条第二項及び第十六条第一項の規定により被害回復給付金の支給を受けることができること	法律	法第十四条第一項、第十五条第二項及び第十六条第一項	法務省刑事局総務課（03-3580-4111（内線2398））
	犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律（平成十八年法律第八十七号。以下「法」という。）第十七条第一項の規定により資格裁定が確定した者の一般承継人が未支給の被害回復給付金の支給の届出をすることができること	法律	法第十七条第一項	法務省刑事局総務課（03-3580-4111（内線2398））

	犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律（平成十八年法律第八十七号。以下「法」という。）第十八条の特別支給手続において、①法第二十条において準用する法第九条第一項の規定により被害回復給付金の支給の申請をすることができること、②法第二十条において準用する法第九条第二項の規定により対象被害者の一般承継人が被害回復給付金の支給の申請をすることができること、③法第二十条において準用する法第十四条第一項、第十五条第二項及び第十六条第一項の規定により被害回復給付金の支給を受けることができること並びに④法第二十条において準用する法第十七条第一項の規定により資格裁定が確定した者の一般承継人が未支給の被害回復給付金の支給の届出をすることができること	法律	法第十八条	法務省刑事局総務課（03-3580-4111（内線2398））
	犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律（平成十八年法律第八十七号。以下「法」という。）第三十五条第一項の外国譲与財産による被害回復給付金について、①法第三十九条において準用する法第九条第一項（法第二十条において準用する場合を含む。）の規定により被害回復給付金の支給の申請をすることができること、②法第三十九条において準用する法第九条第二項（法第二十条において準用する場合を含む。）の規定により対象被害者の一般承継人が被害回復給付金の支給の申請をすることができること、③法第三十九条において準用する法第十四条第一項、第十五条第二項及び第十六条第一項（これらの規定を法第二十条において準用する場合を含む。）の規定により被害回復給付金の支給を受けることができること並びに④法第三十九条において準用する法第十七条第一項（法第二十条において準用する場合を含む。）の規定により資格裁定が確定した者の一般承継人が未支給の被害回復給付金の支給の届出をすることができること	法律	法第三十五条第一項	法務省刑事局総務課（03-3580-4111（内線2398））
	相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属について承認を受けた承認申請者による負担金の納付の期限の延長	法律	相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律（令和3年法律第25号）第10条	お近くの法務局・地方法務局 http://www.moj.go.jp/MINJI/minji10.html
	相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属について承認申請者の地位を承継した旨の申出の期限の延長	規則	相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律施行規則（令和5年法務省令第1号）第12条	お近くの法務局・地方法務局 http://www.moj.go.jp/MINJI/minji10.html
	登録支援機関の登録の期間の延長	法律	出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の23第1項、第2項	最寄りの地方出入国在留管理官署 https://www.moj.go.jp/isa/about/region/index.html
	在留期間の延長	法律	出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条の2第1項、第3項	最寄りの地方出入国在留管理官署 https://www.moj.go.jp/isa/about/region/index.html
	在留資格を有することなく本邦に在留することができる期間の延長	法律	出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第22条の2第1項	最寄りの地方出入国在留管理官署 https://www.moj.go.jp/isa/about/region/index.html
	在留カードの有効期間の延長	法律	出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の5	最寄りの地方出入国在留管理官署 https://www.moj.go.jp/isa/about/region/index.html
	特別永住者証明書の有効期間の延長	法律	日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成３年法律第７１号）第９条	最寄りの地方出入国在留管理官署 https://www.moj.go.jp/isa/about/region/index.html
法務省・厚生労働省告示第6号 （令和8年8月7日）	監理団体の許可の有効期間の延長	法律	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成２８年法律第８９号）第２３条第１項、第３１条第１項	外国人技能実習機構本部技能実習部審査課 電話番号：03－6712－1923

【厚生労働省】

告示番号 （告示日）	措置名	根拠条文		問合せ先
		法形式	法令の名称及び該当条項	
厚生労働省告示第324号 （令和８年８月17日）	生活保護法に基づく指定医療機関の指定の更新	法律	生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び第49条の3	厚生労働省社会・援護局保護課（03-3595-2613）
	特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法に基づく追加給付金の請求期限の延長	法律	特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法（平成20年法律第2号）第7条第1項	厚生労働省医薬局総務課医薬品副作用被害対策室（03-3595-2400）
	独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく医療費及び医療手当、遺族年金若しくは遺族一時金又は葬祭料の給付の請求期限の延長	法律	独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成14年法律第192号）第16条第1項第1号、同項第4号若しくは同項第5号又は同法第20条第1項第1号、同項第4号若しくは同項第5号	厚生労働省医薬局総務課医薬品副作用被害対策室（03-3595-2400）
	障害者雇用調整金の支給に係る申請期間の延長	法律	障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第50条第1項	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構都道府県支部 https://www.jeed.go.jp/location/shibu/
	在宅就業障害者特例調整金の支給に係る申請期間の延長	法律	障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第74条の2第2項	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構都道府県支部 https://www.jeed.go.jp/location/shibu/
	報奨金の支給に係る申請期間の延長	法律	障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）附則第4条第3項	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構都道府県支部 https://www.jeed.go.jp/location/shibu/
	在宅就業障害者特例報奨金の支給に係る申請期間の延長	法律	障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）附則第4条第4項	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構都道府県支部 https://www.jeed.go.jp/location/shibu/
	有料職業紹介事業の許可の有効期間の延長	法律	職業安定法（昭和22年法律第141号）第30条第1項	熊本労働局職業安定部需給調整事業室（096-211-1731）

	無料職業紹介事業の許可の有効期間の延長	法律	職業安定法（昭和22年法律第141号）第33条第１項	熊本労働局職業安定部需給調整事業室（096-211-1731）
	労働者派遣事業の許可の有効期間の延長	法律	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第５条第１項	熊本労働局職業安定部需給調整事業室（096-211-1731）
	薬局開設許可の期間延長	法律	医薬品医療機器等法（昭和35年法律第145号）第４条第１項	厚生労働省医薬局総務課（03-3595-2377）
	地域連携薬局の認定の有効期間の延長	法律	医薬品医療機器等法（昭和35年法律第145号）第６条の２第１項	厚生労働省医薬局総務課（03-3595-2377）
	専門医療機関連携薬局の認定の有効期間の延長	法律	医薬品医療機器等法（昭和35年法律第145号）第６条の３第１項	厚生労働省医薬局総務課（03-3595-2377）
	医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、体外診断用医薬品又は再生医療等製品の製造販売業の許可の有効期間の延長	法律	医薬品医療機器等法（昭和35年法律第145号）第12条第１項 医薬品医療機器等法（昭和35年法律第145号）第23条の２第１項 医薬品医療機器等法（昭和35年法律第145号）第23条の20第１項	厚生労働省医薬局医薬安全対策課（03-3595-2435）
	医薬品、医薬部外品、化粧品の製造業の許可（登録）の有効期間の延長	法律	医薬品医療機器等法（昭和35年法律第145号）第13条第１項、第13条の２の２第１項	厚生労働省医薬品審査管理課（03-3595-2431）
	医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録の有効期間の延長	法律	医薬品医療機器等法（昭和35年法律第145号）第23条の２の３第１項	厚生労働省医薬局医療機器審査管理課（03-3595-2419）
	再生医療等製品の製造業の許可の有効期間の延長	法律	医薬品医療機器等法（昭和35年法律第145号）第23条の22第１項	厚生労働省医薬局医療機器審査管理課（03-3595-2419）
	医薬品、医薬部外品、化粧品の外国製造業者の認定（登録）の有効期間の延長	法律	医薬品医療機器等法（昭和35年法律第145号）第13条の３第１項、第13条の３の２第１項	厚生労働省医薬品審査管理課（03-3595-2431）
	医療機器又は体外診断用医薬品の外国製造業者の登録の有効期間の延長	法律	医薬品医療機器等法（昭和35年法律第145号）第23条の２の４第１項	厚生労働省医薬局医療機器審査管理課（03-3595-2419）
	再生医療等製品の外国製造業者の認定の有効期間の延長	法律	医薬品医療機器等法（昭和35年法律第145号）第23条の24第１項	厚生労働省医薬局医療機器審査管理課（03-3595-2419）
	指定する高度管理医療機器、管理医療機器又は体外診断用医薬品に係る登録認証機関の登録の有効期間の延長	法律	医薬品医療機器等法（昭和35年法律第145号）第23条の６第１項	厚生労働省医薬局医療機器審査管理課（03-3595-2419）
	医療機器の修理業の許可の有効期間の延長	法律	医薬品医療機器等法（昭和35年法律第145号）第40条の２第１項	厚生労働省医薬局医療機器審査管理課（03-3595-2419）
	医薬品の販売業の許可の有効期間の延長	法律	医薬品医療機器等法（昭和35年法律第145号）第24条第１項	厚生労働省医薬局総務課（03-3595-2377）
	高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器の販売業又は貸与業の許可の有効期間の延長	法律	医薬品医療機器等法（昭和35年法律第145号）第39条第１項	厚生労働省医薬局医療機器審査管理課（03-3595-2419）
	再生医療等製品の販売業の許可の有効期間の延長	法律	医薬品医療機器等法（昭和35年法律第145号）第40条の５第１項	厚生労働省医薬局医療機器審査管理課（03-3595-2419）
	麻薬輸入業者、麻薬輸出業者等の免許の有効期間の延長	法律	麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第３条第１項	厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課（03-3595-2454）
	向精神薬輸入業者、向精神薬卸売業者等の免許の有効期間の延長	法律	麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第50条第１項	厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課（03-3595-2454）
	麻薬小売業者間での麻薬の譲り渡しの許可の有効期間の延長	省令	麻薬及び向精神薬取締法施行規則（昭和28年厚生省令第14号）第９条の２第１項	厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課（03-3595-2454）
	覚醒剤製造業者、覚醒剤施用機関、覚醒剤研究者の指定の有効期間の延長	法律	覚醒剤取締法（昭和26年法律第252号）第３条第１項	厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課（03-3595-2454）
	覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者、覚醒剤原料製造業者、覚醒剤原料取扱者、覚醒剤原料研究者の指定の有効期間の延長	法律	覚醒剤取締法（昭和26年法律第252号）第30条の２	厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課（03-3595-2454）
	第一種大麻草採取栽培者免許の有効期間の延長	法律	大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和23年法律第124号）第５条第１項	厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課（03-3595-2454）
	毒劇物の製造業、輸入業、販売業の登録の有効期間の延長	法律	毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第４条第１項	厚生労働省医薬局医薬品審査管理課化学物質安全対策室（03-3595-2298）
	自立支度金の申請期間の延長	法律 規則	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第７条 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則（平成６年厚生省令第63号）第13条第１項	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室（03-3595-2456）
	難病の患者に係る特定医療費の支給認定の有効期間の延長	法律	難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第７条第１項	厚生労働省健康・生活衛生局　難病対策課（03-3595-2249）
	小児慢性特定疾病児童等に係る小児慢性特定疾病医療費の支給認定の有効期間の延長	法律	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の３第３項	厚生労働省健康・生活衛生局　難病対策課（03-3595-2249）
	難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく指定医療機関の指定の更新	法律	難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第５条第１項	厚生労働省健康・生活衛生局　難病対策課（03-3595-2249）
	指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の更新	法律	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第６条の２第２項第１号	厚生労働省健康・生活衛生局　難病対策課（03-3595-2249）
	特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法に基づく給付金等の支給の請求期限の延長	法律	特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成23年法律第126号） 第８条第１項、第12条第１項、第13条第１項、第14条第１項、第15条第１項	厚生労働省健康・生活衛生局　がん・疾病対策課B型肝炎訴訟対策室（03-3595-3427）
	B類疾病に係る定期の予防接種に係る医療費、医療手当、遺族年金、遺族一時金、葬祭料の請求期間の延長	政令	予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第19条第２項、第20条第２項、第24条第９項、第26条第４項・第５項、第28条第２項	厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課（03-3595-3287）
	新型インフルエンザ予防接種による健康被害に係る医療費、医療手当、遺族年金、遺族一時金、葬祭料の請求期間の延長	政令	新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令（平成21年政令第277号）第２条第４項、第３条第３項、第８条第10項、第10条第５項、第12条第２項	厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課（03-3595-3287）
	精神障害者保健福祉手帳の有効期間の延長	法律	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第２項	社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課（03-3595-2307）
こども家庭庁・厚生労働省告示第８号 （令和８年８月17日）	指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の指定の有効期間の延長	法律	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第１項	社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課（03-3595-2528）
	障害者及び障害児の保護者に対する介護給付費等の支給決定の有効期間の延長	法律	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条第１項	社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課（03-3595-2528）
厚生労働省告示第324号 （令和８年８月17日）	障害者に対する地域相談支援給付決定の有効期間の延長	法律	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の５第１項	社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課（03-3595-2528）

こども家庭庁・厚生労働省告示第８号 （令和８年８月17日）	自立支援医療費の支給認定の有効期間の延長	法律	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第52条	社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課（03-3595-2307）
	指定自立支援医療機関の指定の更新	法律	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条	社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課（03-3595-2307）
厚生労働省告示第324号 （令和８年８月17日）	指定一般相談支援事業者の指定の有効期間の延長	法律	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第１項	社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課（03-3595-2528）
こども家庭庁・厚生労働省告示第８号 （令和８年８月17日）	指定特定相談支援事業者の指定の有効期間の延長	法律	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第１項第１号	社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課（03-3595-2528）
厚生労働省告示第324号 （令和８年８月17日）	建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録	法律	建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の２第１項	厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課（03-3595-2301）
	旅館業の許可を受けた地位の相続による承継の申請	法律	旅館業法（昭和23年法律第138号）第３条の４第１項	厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課（03-3595-2301）
	飲食店営業等の許可の有効期間の延長（食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第123号）附則第2条の規定によりなお従前の例により営業を行うことができるものを含む。）	法律 政令	食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第１項 食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）第２条の規定による改正前の食品衛生法第52条第１項 食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第123号）附則第2条	厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課（03-3595-2337）
	登録検査機関（食品衛生法に基づくもの）の登録の有効期間の延長	法律 政令	食品衛生法（昭和22年法律第233号）第34条第１項 食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第11条	厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課（03-3595-2337）
	保険医療機関又は保険薬局の指定	法律	健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第３項第１号、第68条第１項	保険医療機関又は保険薬局の所在する都道府県の地方厚生局事務所
	介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定等の有効期間の延長	法律	介護保険法（平成９年法律第123号）第41条第１項本文 介護保険法（平成９年法律第123号）第42条の２第１項本文 介護保険法（平成９年法律第123号）第46条第１項 介護保険法（平成９年法律第123号）第48条第１項第１号 介護保険法（平成９年法律第123号）第53条第１項本文 介護保険法（平成９年法律第123号）第54条の２第１項本文 介護保険法（平成９年法律第123号）第58条第１項 介護保険法（平成９年法律第123号）第94条第１項 介護保険法（平成９年法律第123号）第107条第1項	厚生労働省老健局 高齢者支援課（03-3595-2888） 認知症施策・地域介護推進課（03-3595-2889） 老人保健課（03-3595-2490）
	介護保険法に基づく介護支援専門員の登録等の有効期間等の延長	法律 省令	介護保険法（平成９年法律第123号）第69条の７第１項 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第１号イ(3)	厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課（03-3595-2889）
	介護保険法に基づく第一号事業に係る指定事業者の指定	法律 省令	介護保険法（平成９年法律第123号）第115条の45の３第１項	厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課（03-3595-2889）
法務省・厚生労働省告示第6号 （8月7日告示）	監理団体の許可の有効期間の更新	法律 省令	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）第31条第2項 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成28年法務省・厚生労働省令第3号）第41条	外国人技能実習機構本部技能実習部審査課 電話番号：03－6712－1923
厚生労働省告示第324号 （令和8年8月17日）	キャリアコンサルタント試験に合格した日からキャリアコンサルタントの登録を受けるまでの期間	法律 省令	職業能力開発促進法第（昭和44年法律第64号）30条の19第１項 職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第48条の17第5項	特定非営利活動法人キャリアコンサルティング協議会（03-5402-5120）
	キャリアコンサルタントの登録の有効期間	法律 省令	職業能力開発促進法第（昭和44年法律第64号）第30条の19第３項、第４項 職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第48条の17第１項 職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第48条の18	特定非営利活動法人キャリアコンサルティング協議会（03-5402-5120）

【農林水産省】

告示番号 （告示日）	措　置　名	根拠条文 法形式	根拠条文 法令の名称及び該当条項	問合せ先
農林水産省告示第1164号 （令和8年8月13日）	普通肥料の登録の有効期間の延長	法律	肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項、第3項及び第４項並びに第33条の２第１項(仮登録に係る規定を除く。)	農林水産省消費・安全局農産安全管理課 （03-3502-5968）
	動物用医薬品又は動物用医薬部外品の製造販売業の許可の有効期間の延長	法律	医薬品医療機器等法（昭和35年法律第145号）第83条第１項の規定により読み替えて適用される同法第12条第１項	農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課 （03-3502-8701）
	動物用医薬品又は動物用医薬部外品の製造業の許可の有効期間の延長	法律	医薬品医療機器等法第83条第１項の規定により読み替えて適用される同法第13条第１項	農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課 （03-3502-8701）
	動物用医薬品又は動物用医薬部外品の製造業の登録（保管のみ）の有効期間の延長	法律	医薬品医療機器等法第83条第１項の規定により読み替えて適用される同法第13条の2の２第１項	農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課 （03-3502-8701）
	動物用医薬品又は動物用医薬部外品の外国製造業者の認定の有効期間の延長	法律	医薬品医療機器等法第83条第１項の規定により読み替えて適用される同法第13条の３第１項	農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課 （03-3502-8701）

	動物用医薬品又は動物用医薬部外品の外国製造業者の登録（保管のみ）の有効期間の延長	法律	医薬品医療機器等法第83条第１項の規定により読み替えて適用される同法第13条の３の２第１項	農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課 （03-3502-8701）
	動物用医療機器又は動物用体外診断用医薬品の製造販売業の許可の有効期間の延長	法律	医薬品医療機器等法第83条第１項の規定により読み替えて適用される同法第23条の２第１項	農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課 （03-3502-8701）
	動物用医療機器又は動物用体外診断用医薬品の製造業の登録の有効期間の延長	法律	医薬品医療機器等法第83条第１項の規定により読み替えて適用される同法第23条の２の３第１項	農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課 （03-3502-8701）
	動物用医療機器又は動物用体外診断用医薬品の外国製造業者の登録の有効期間の延長	法律	医薬品医療機器等法第83条第１項の規定により読み替えて適用される同法第23条の２の４第１項	農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課 （03-3502-8701）
	動物用再生医療等製品の製造販売業の許可の有効期間の延長	法律	医薬品医療機器等法第83条第１項の規定により読み替えて適用される同法第23条の20第１項	農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課 （03-3502-8701）
	動物用再生医療等製品の製造業の許可の有効期間の延長	法律	医薬品医療機器等法第83条第１項の規定により読み替えて適用される同法第23条の22第１項	農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課 （03-3502-8701）
	動物用再生医療等製品の外国製造業の認定の有効期間の延長	法律	医薬品医療機器等法第83条第１項の規定により読み替えて適用される同法第23条の24第１項	農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課 （03-3502-8701）
	動物用医薬品の販売業の許可の有効期間の延長	法律	医薬品医療機器等法第24条第１項	農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課 （03-3502-8701）
	高度管理医療機器等の販売業及び貸与業の許可の有効期間の延長	法律	医薬品医療機器等法第39条第１項	農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課 （03-3502-8701）
	医療機器の修理業の許可の有効期間の延長	法律	医薬品医療機器等法第40条の２第１項	農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課 （03-3502-8701）
	再生医療等製品の販売業の許可の有効期間の延長	法律	医薬品医療機器等法第40条の５第１項	農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課 （03-3502-8701）
	品種登録（種苗法に基づくもの）の未譲渡性の期間の延長	法律	種苗法（平成10年法律第83号）第４条第２項本文	農林水産省輸出・国際局知的財産課種苗室 （03-6738-6471）
	品種登録（種苗法に基づくもの）の登録料の納付期間の延長	法律	種苗法（平成10年法律第83号）第45条第５項及び第６項	農林水産省輸出・国際局知的財産課種苗室 （03-6738-6471）
	ふ化業者の登録の有効期間の延長	法律	養鶏振興法第７条第１項	農林水産省畜産局畜産振興課　技術第2班 （03-3591-3656）
	農業経営改善計画の認定の有効期間の延長	法律 省令	農業経営基盤強化促進法第12条第１項 農業経営基盤強化促進法施行規則第15条	九州農政局経営・事業支援部担い手育成課 （096-300-6362）
	青年等就農計画の認定の有効期間の延長	法律 省令	農業経営基盤強化促進法第14条の４第１項 農業経営基盤強化促進法施行規則第15条の６	農林水産省経営局就農・女性課就農促進グループ （03-3502-6469）
	登録検査機関（農産物検査法に基づくもの）の登録の有効期間の延長	法律 政令	農産物検査法第18条第１項 農産物検査法施行令第３条	九州農政局生産部生産振興課 （096-300-6209） （096-300-6226）
	森林経営計画の認定期間の延長	法律	森林法（昭和26年法律第249号）第11条第５項	林野庁計画課　森林計画指導班 （03-6744-2300）
	遊漁船業登録の有効期間の延長	法律 省令	遊漁船業の適正化に関する法律（昭和63年法律第99号）第３条第２項 遊漁船業の適正化に関する法律施行規則（平成元年農林水産省令第37号）第２条	水産庁管理調整課沿岸・遊漁室 （03-3502-7768）

【経済産業省】

告示番号 （告示日）	措　置　名	根拠条文		問合せ先
		法形式	法令の名称及び該当条項	
経済産業省告示第104号 （令和8年8月21日）	情報処理安全確保支援士の登録の更新申請期間の延長	法律	情報処理の促進に関する法律第12条第１項及び第２項	経済産業省商務情報政策局サイバーセキュリティ課 03-3501-1253
	DX認定制度の更新期限の延長	法律	情報処理の促進に関する法律第二十八条及び二十九条第一項	経済産業省商務情報政策局情報経済課情報技術利用促進室 03-3501-2646
	装置検査証印（計量法に基づくもの）の有効期間の延長	法律	計量法第７５条第２項	経済産業省イノベーション・環境局計量行政室 03-3501-1688
	基準器検査証印（計量法に基づくもの）の有効期間の延長	法律	計量法第１０４条第１項	経済産業省イノベーション・環境局計量行政室 03-3501-1688
	保安機関の認定の有効期間及び更新期限の延長	法律・政令	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第29条第１項 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第32条第１項 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令第７条	経済産業省大臣官房産業保安・安全グループガス安全室 03-3501-4032
	登録電気工事業者の登録の有効期間延長	法律	電気工事業の業務の適正化に関する法律第３条第１項及び同条第２項	経済産業省大臣官房産業保安・安全グループ電力安全課 03-3501-1742

経済産業省・環境省告示第5号 （令和8年8月12日）	第一種フロン類充塡回収業者の登録更新の延長等	法律	1. フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第27条第1項及び同法第30条第1項 2. フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第50条第1項及び同法第52条第1項 3. フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第63条第1項及び同法第65条第1項	環境省地球環境局地球温暖化対策課フロン対策室 03-5521-8329 経済産業省製造産業局化学物質管理課オゾン層保護等推進室 03-3501-4724
経済産業省告示第104号 令和8年8月21日	検定証印（計量法に基づくもの）の有効期間の延長	法律	計量法第72条第1項	経済産業省イノベーション・環境局計量行政室 03-3501-1688
	指定製造事業者又は外国指定製造事業者が特定計量器に付す表示の有効期間の延長	法律	計量法第96条第1項（第101条第3項で準用する場合を含む。）	経済産業省イノベーション・環境局計量行政室 03-3501-1688
経済産業省・環境省告示第5号 （令和8年8月12日）	使用済自動車の引取業の登録の有効期間の延長	法律	使用済自動車の再資源化等に関する法律第42条第1項、同条第2項	環境省環境再生・資源循環局資源循環課資源循環制度推進室 03-6205-4946 経済産業省製造産業局自動車課 03-3501-1637
	使用済自動車に係るフロン類回収業者の登録の有効期間の延長	法律	使用済自動車の再資源化等に関する法律第53条第1項、同条第2項	環境省環境再生・資源循環局資源循環課資源循環制度推進室 03-6205-4946 経済産業省製造産業局自動車課 03-3501-1637
	使用済自動車又は解体自動車の解体業の許可の有効期間の延長	法律	使用済自動車の再資源化等に関する法律第60条第1項、同条第2項	環境省環境再生・資源循環局資源循環課資源循環制度推進室 03-6205-4946 経済産業省製造産業局自動車課 03-3501-1637
	解体自動車の破砕業の許可の有効期間の延長	法律	使用済自動車の再資源化等に関する法律第67条第1項、同条第2項	環境省環境再生・資源循環局資源循環課資源循環制度推進室 03-6205-4946 経済産業省製造産業局自動車課 03-3501-1637
経済産業省告示第104号 （令和8年8月21日）	中小企業診断士登録の申請の延長	規則	中小企業診断士の登録及び試験に関する規則第8条（同令第9条第2項の規定において準用） 中小企業診断士の登録及び試験に関する規則第12条第1項 中小企業診断士の登録及び試験に関する規則第16条第1項	経済産業省中小企業庁経営支援課 03-3501-1763
	火薬類の譲渡許可証又は譲受許可証の有効期間の延長	法律	火薬類取締法第17条第1項 火薬類取締法第17条第6項	経済産業省大臣官房産業保安・安全グループ鉱山・火薬類監理官付 03-3501-1870
	指定完成検査機関の指定の有効期間の延長	法律	火薬類取締法第15条第1項ただし書 火薬類取締法第45条の26第1項	経済産業省大臣官房産業保安・安全グループ鉱山・火薬類監理官付 03-3501-1870
	指定保安検査機関の指定の有効期間の延長	法律	火薬類取締法第35条第1項第1号 火薬類取締法第45条の26第1項（第45条の38第2項で準用）	経済産業省大臣官房産業保安・安全グループ鉱山・火薬類監理官付 03-3501-1870
	認定情報処理支援機関の認定の有効期間の延長	法令・省令	中小企業等経営強化法第33条第1項 中小企業等経営強化法第43条第1項 中小企業等経営強化法第43条第2項 中小企業等経営強化法第47条	経済産業省中小企業庁経営支援課 03-3501-1763
	経営承継円滑化法に基づく金融支援の認定の延長	規則	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則8条第1項	経済産業省事業環境部財務課 03-3501-5803

【国土交通省】

告示番号 （告示日）	措　置　名	根拠条文		問合せ先
		法形式	法令の名称及び該当条項	
国土交通省告示第1037号 （令和8年8月7日）	建設業許可の有効期間の延長	法律	建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項	不動産・建設経済局建設業課 建設業適正取引推進指導室 （直通03-5253-8277）
	監理技術者資格者証の有効期間の延長	法律	建設業法第27条の18第1項	不動産・建設経済局建設業課 建設業技術企画室 （直通03-5253-8380）
	経営事項審査の有効期間の延長	法律	建設業法第27条の23第1項	不動産・建設経済局建設業課 （直通03-5253-8277）
法務省・国土交通省告示第2号 （令和8年8月7日）	建設機械の登記の登記用紙が閉鎖されない期間の延長	法律	建設機械抵当法（昭和29年法律第97号）第8条	不動産・建設経済局建設業課 建設業適正取引推進指導室 （直通03-5253-8277）
国土交通省告示第1037号 （令和8年8月7日）	測量業の登録の有効期限の延長	法律	測量法第55条第1項及び第2項	不動産・建設経済局建設振興課 専門工事業・建設関連業振興室 （直通03-5253-8282）
	宅地建物取引業の免許の有効期間の延長	法律	宅地建物取引業法第3条	不動産・建設経済局不動産業課 （直通03-5253-8288）

	宅地建物取引士証の有効期間の延長	法律	宅地建物取引業法第22条の2及び第22条の3	不動産・建設経済局不動産業課 （直通03-5253-8288）
	不動産鑑定業者の登録の有効期間の延長	法律	不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条第1項	不動産・建設経済局土地経済課鑑定評価指導室 （直通03-5253-8378）
	浄化槽工事業の登録の有効期間の延長	法律	浄化槽法第21条第1項	不動産・建設経済局建設業課 建設業技術企画室 （直通03-5253-8380）
	解体工事業の登録の有効期間の延長	法律	建設リサイクル法第21条第1項	不動産・建設経済局建設業課 建設業技術企画室 （直通03-5253-8380）
	マンション管理業者の登録の有効期間の延長	法律	マンションの管理の適正化の推進に関する法律第44条	不動産・建設経済局不動産業課 不動産管理業適正化推進室 （直通03-5253-8288）
	管理業務主任者証の有効期間の延長	法律	マンションの管理の適正化の推進に関する法律第60条及び同法第61条	不動産・建設経済局不動産業課 不動産管理業適正化推進室 （直通03-5253-8288）
	住宅宿泊管理業者の登録の有効期間の延長	法律	住宅宿泊事業法第22条第1項	不動産・建設経済局不動産業課 不動産管理業適正化推進室 （直通03-5253-8288）
	賃貸住宅管理業者の登録の有効期間の延長	法律	賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律第3条	不動産・建設経済局不動産業課 不動産管理業適正化推進室 （直通03-5253-8288）
	小規模不動産特定共同事業の登録の有効期間の延長	法律	不動産特定共同事業法第41条第1項	不動産・建設経済局 不動産市場整備課 （直通：03－5253－8289）
	適格特例投資家の届出の有効期間の延長	省令	不動産特定共同事業法施行規則第5条第4項	不動産・建設経済局 不動産市場整備課 （直通：03－5253－8289）
	建設コンサルタントの登録の有効期間の延長	規程	建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条第1項及び第2項	不動産・建設経済局建設振興課 専門工事業・建設関連業振興室 （直通03-5253-8282）
	地質調査業者の登録の有効期間の延長	規程	地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718）第2条第1項及び第2項	不動産・建設経済局建設振興課 専門工事業・建設関連業振興室 （直通03-5253-8282）
	補償コンサルタントの登録の有効期間の延長	規程	補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2条第1項及び第2項	不動産・建設経済局土地政策課公共用地室 （直通：03-5253-8270）
	不動産投資顧問業の登録の有効期間の延長	規程	不動産投資顧問業登録規程第3条第1項	不動産・建設経済局 不動産市場整備課 （直通：03－5253－8289）
国土交通省・環境省告示第5号 （令和8年8月7日）	登録水質検査機関の登録の有効期間の延長	法律	水道法（昭和32年法律第177号）第20条の5第1項	水管理国土保全局水道事業課水道計画指導室水質担当 03-5253-8820
国土交通省告示第1037号 （令和8年8月7日）	給水装置工事事業者の指定の延長	法律	水道法（昭和32年法律第177号） 第25条の3の2第1項	水管理国土保全局水道事業課給水装置担当 03-5253-8819
国土交通省・環境省告示第5号 （令和8年8月7日）	簡易専用水道検査機関の登録の有効期間の延長	法律	水道法（昭和32年法律第177号）第34条の4において準用する第20条の5第1項	水管理国土保全局水道事業課水道計画指導室水質担当 03-5253-8820
国土交通省告示第1037号 （令和8年8月7日）	下水道処理施設維持管理業者の登録の有効期間の延長	規程	下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和62年建設省告示第1348号）第2条	水管理国土保全局上下水道企画課管理企画指導室 03-5253-8428
	一般貸切旅客自動車運送事業の許可の更新	法律	道路運送法第8条	物流・自動車局旅客課 連絡先：03-5253-8568
	自家用有償旅客運送の登録の有効期間の延長	法律	道路運送法第79条の5	国土交通省総合政策局モビリティサービス推進課 （直通：03-5253-8980）
	登録実施機関の登録の更新	法律	タクシー業務適正化特別措置法第20条	物流・自動車局旅客課 連絡先：03-5253-8573
	自動車の登録事項等証明書の交付請求の本人確認時に提示する住民票の写しの有効期間の延長	法律 省令	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第22条第4項 自動車登録規則（昭和45年2月20日運輸省令第7号）第25条第2項第2号	国土交通省物流・自動車局自動車情報課 連絡先：03-5253-8587
	臨時運行許可の有効期間の延長	法律	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第35条第3項 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第73条第2項	国土交通省物流・自動車局自動車情報課 連絡先：03-5253-8587
	回送運行許可の有効期間の延長	法律	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第36条の2第2項 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第73条第2項	国土交通省物流・自動車局自動車情報課 連絡先：03-5253-8587
	自動車登録申請時に添付する印鑑証明書の有効期間の延長	政令	自動車登録令（昭和26年政令256号）第16条第3項	国土交通省物流・自動車局自動車情報課 連絡先：03-5253-8587

	限定自動車検査証の有効期間の延長	法律	道路運送車両法第７１条の２	九州運輸局 自動車技術安全部 技術課 連絡先：092-472-2539
	保安基準適合証及び適合標章の有効期間の延長	法律 省令	道路運送車両法第94条の5第6項 指定自動車整備事業規則第9条第1項	九州運輸局 自動車技術安全部 技術課 連絡先：092-472-2539
観光庁告示第17号 （令和8年8月7日）	旅行業の登録の有効期限の延長	法律	旅行業法（昭和２７年法律第２３９号）第３条、第６条の２、第６条の３	観光庁参事官（旅行振興） 直通:03-5253-8329 代表:03-5253-8111（内線：27315）
国土交通省告示第1037号 （令和8年8月7日）	違反建築物に対する措置に係る通知書に対する意見書の提出に代わる公開による意見の聴取の請求の期限の延長	法律	建築基準法第９条第３項	住宅局建築指導課建築安全調査室（03-5253-8933（直通））
	緊急の必要がある場合の違反建築物の使用禁止又は使用制限の命令に対する公開による意見の聴取の期限の延長	法律	建築基準法第９条第８項	住宅局建築指導課建築安全調査室（03-5253-8933（直通））
	指定確認検査機関の指定の有効期間の延長	法律	建築基準法第６条の２第１項（第87条第１項、第87条の４又は第88条第１項若しくは第２項において準用する場合を含む。）又は第７条の２第１項（第87条の４又は第88条第１項若しくは第２項において準用する場合を含む。）	住宅局建築指導課建築安全調査室（03-5253-8933（直通））
	指定構造計算適合性判定機関の指定の有効期間の延長	法律	建築基準法第18条の２第１項	住宅局建築指導課建築安全調査室（03-5253-8933（直通））
	建築士事務所の登録の有効期間の延長（特定被災地域内に在る事務所に係るものに限る。）	法律	建築士法第23条第１項	国土交通省住宅局建築指導課指導係 （03-5253-8111）
	登録住宅性能評価機関の登録の有効期間の延長	法律	住宅の品質確保の促進等に関する法律第７条１項	住宅局住宅生産課（直通03-5253-8510）
	登録住宅型式性能認定等機関の登録の有効期間の延長	法律	住宅の品質確保の促進等に関する法律第44条第１項	住宅局住宅生産課（直通03-5253-8510）
	登録試験機関の登録の有効期間の延長	法律	住宅の品質確保の促進等に関する法律第61条１項	住宅局住宅生産課（直通03-5253-8510）
	登録建築物エネルギー消費性能判定機関の登録の有効期間の延長	法律	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第36条	住宅局住宅生産課（直通03-5253-8510）
	サービス付き高齢者向け住宅事業の登録の有効期間の延長	法律	高齢者の居住の安定確保に関する法律第５条第１項	住宅局安心居住推進課（直通：03-5253-8952）
	海技免状の有効期間満了日の延長	法律	船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）第７条の２第１項	海事局海技課（03-5253-8655）
	操縦免許証の有効期間満了日の延長	法律	船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）第23条の11において準用する第７条の２第１項	海事局海技課（03-5253-8655）
	小型船造船業者が死亡した際、相続人がその事業を引き続き営むことができる期間満了日の延長	法律	小型船造船業法（昭和４１年７月４日）第１６条第３項	海事局船舶産業課（03-5253-8634）
	一般旅客定期航路事業者が死亡した際、当該事業を承継するために認可申請を提出しなければならない期限の延長	法律	海上運送法（昭和24年６月１日）第18条第５項（第19条の６第２項及び第21条の5において準用する場合を含む。）	海事局内航課（03-5253-8627）
	貨客定期航路事業者が死亡した際、当該事業を承継するために認可申請を提出しなければならない期限の延長	法律	海上運送法（昭和24年６月１日）第19条の12の規定を準用する第20条第２項	海事局内航課（03-5253-8627）
	一般不定期航路事業者が死亡した際、当該事業を承継するために認可申請を提出しなければならない期限の延長	法律	海上運送法（昭和24年６月１日）第19条の12の規定を準用する第22条第３項	海事局内航課（03-5253-8627）
	家賃債務保証業の登録の有効期間の延長	告示	家賃債務保証業者登録規程平成二十九年十月二日・国土交通省告示第八百九十八号）第三条二項	住宅局安心居住推進課（直通：03-5253-8952）
	登録建築物エネルギー消費性能評価機関の登録の有効期間の延長	法律	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第53条第１項	住宅局住宅生産課（直通03-5253-8510）
国土交通省告示第1113号 （令和8年9月4日）	機体認証の有効期間の延長	法律	航空法（昭和27年法律第231号）第132条の13第１項	国土交通省航空局安全部無人航空機安全課 電話番号：03-5253-8615
	無人航空機操縦者技能証明の有効期間の延長	法律	航空法（昭和27年法律第231号）第132条の40	国土交通省航空局安全部無人航空機安全課 電話番号：03-5253-8615

【環境省】

告示番号 （告示日）	措　置　名	根拠条文		問合せ先
		法形式	法令の名称及び該当条項	
経済産業省・環境省告示第5号（令和8年8月12日）	第一種フロン類充塡回収業者の登録更新の延長等	法律	1．フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第27条第1項及び同法第30条第1項 2．フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第50条第1項及び第52条第1項 3．フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第63条第1項及び同法第65条第1項	当該事業者が登録を受けている各地方公共団体 連絡先：https://www.env.go.jp/earth/furon/contact/index.html
環境省告示第38号（令和8年8月12日）	温泉の掘削の許可の有効期間の延長	法律	温泉法第３条第１項、第５条第１項	環境省自然環境局自然環境整備課温泉地保護利用推進室　03-5521-8280
	温泉の増掘又は動力装置の許可の有効期間の延長	法律	温泉法第11条第１項、２項、第３項	環境省自然環境局自然環境整備課温泉地保護利用推進室　03-5521-8280
	国立・国定公園特別地域、特別保護地区及び海域公園地区における工作物の新築等の許可の有効期間の延長（許可時の条件により有効期間が設定されたものに限る。）	法律	自然公園法第20条第３項、第21条第３項、第22条第３項、第32条	＜阿蘇くじゅう国立公園＞阿蘇くじゅう国立公園管理事務所　096-734-0254 ＜雲仙天草国立公園＞九州環境局国立公園課　096-322-2412 ＜九州中央山地国定公園＞熊本県自然保護課自然環境・公園班 096-333-2274
	自然環境保全地域特別地区における工作物の新築等の許可の有効期間の延長（許可時の条件により有効期間が設定されたものに限る。）	法律	自然環境保全法25条第４項、第５項	環境省自然環境局自然環境計画課　03-5521-9728

鳥獣の飼養登録の有効期間の延長	法律	鳥獣の保護管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第十九条第1項、第4項	熊本県自然保護課野生鳥獣班　096-333-2275
第一種動物取扱業者の登録の有効期間の延長	法律	動物の愛護及び管理に関する法律第13条第1項	被災者が登録を受けている各都道府県 連絡先：https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/3_contact/index.html
特定動物の飼養又は保管の許可の有効期間の延長	省令	動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第14条	被災者が許可を受けている各都道府県 連絡先：https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/3_contact/index.html
認定申請中に死亡した者の遺族等が行う決定申請期間の延長	法律	公害健康被害の補償等に関する法律第5条	当該者が認定を受けている各地方公共団体 ＜第一種地域＞URLの通り　https://www.env.go.jp/content/000394506.pdf ＜第二種地域＞ ・慢性砒素中毒：URLの通り　https://www.env.go.jp/content/000394506.pdf ・イタイイタイ病： 富山県厚生部健康対策室感染症・疾病対策課　疾病・難病担当 076-444-4513 ・水俣病： 新潟県庁福祉保健部生活衛生課公害保健係 025-280-5204 025-280-5207 新潟市役所保健衛生部保健衛生総務課　新潟水俣病健康福祉係 025-212-8016 熊本県庁環境生活部水俣病審査課　認定審査班 096-333-2283 鹿児島県庁環境林務部環境林務課　環境保健係 099-286-2584
遺族補償費、遺族補償一時金及び葬祭料の請求期間の延長	法律	公害健康被害の補償等に関する法律第37条（同法第41条第2項において準用する場合を含む）	当該者が認定を受けている各地方公共団体 ＜第一種地域＞URLの通り　https://www.env.go.jp/content/000394506.pdf ＜第二種地域＞ ・慢性砒素中毒：URLの通り　https://www.env.go.jp/content/000394506.pdf ・イタイイタイ病： 富山県厚生部健康対策室感染症・疾病対策課　疾病・難病担当 076-444-4513 ・水俣病： 新潟県庁福祉保健部生活衛生課公害保健係 025-280-5204 025-280-5207 新潟市役所保健衛生部保健衛生総務課　新潟水俣病健康福祉係 025-212-8016 熊本県庁環境生活部水俣病審査課　認定審査班 096-333-2283 鹿児島県庁環境林務部環境林務課　環境保健係 099-286-2584
療養費及び療養手当の請求期間の延長	法律	公害健康被害の補償等に関する法律第24条第4項（第40条第2項において準用する場合を含む）	当該者が認定を受けている各地方公共団体 ＜第一種地域＞URLの通り　https://www.env.go.jp/content/000394506.pdf ＜第二種地域＞ ・慢性砒素中毒：URLの通り　https://www.env.go.jp/content/000394506.pdf ・イタイイタイ病： 富山県厚生部健康対策室感染症・疾病対策課　疾病・難病担当 076-444-4513 ・水俣病： 新潟県庁福祉保健部生活衛生課公害保健係 025-280-5204 025-280-5207 新潟市役所保健衛生部保健衛生総務課　新潟水俣病健康福祉係 025-212-8016 熊本県庁環境生活部水俣病審査課　認定審査班 096-333-2283 鹿児島県庁環境林務部環境林務課　環境保健係 099-286-2584
認定申請中に死亡した者の遺族等が行う決定申請期間の延長	法律	石綿による健康被害の救済に関する法律第5条第1項、同条第2項	独立行政法人環境保全機構　石綿健康被害救済部給付課　TEL：044-520-9617
医療費の請求期間の延長	法律	石綿による健康被害の救済に関する法律第15条第1項、同条第2項、同条第4項	独立行政法人環境保全機構　石綿健康被害救済部給付課　TEL：044-520-9617
葬祭料の請求期間の延長	法律	石綿による健康被害の救済に関する法律第19条第1項、同条第2項	独立行政法人環境保全機構　石綿健康被害救済部給付課　TEL：044-520-9617

	救済給付調整金の請求期間の延長	法律	石綿による健康被害の救済に関する法律第23条第１項、同条第３項	独立行政法人環境保全機構　石綿健康被害救済部給付課　TEL:044-520-9617
	汚染土壌処理業施設の許可の更新	法律	土壌汚染対策法第22条第４項	環境省水・大気環境局環境管理課環境汚染対策室 03-5521-8322
	指定調査機関の指定の更新	法律	土壌汚染対策法第32条第１項	環境省水・大気環境局環境管理課環境汚染対策室 03-5521-8322
	技術管理者証の交付の申請	法律	土壌汚染対策法第33条、土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令第６条第２項	環境省水・大気環境局環境管理課環境汚染対策室 03-5521-8322
経済産業省・環境省告示第５号 （令和８年８月12日）	使用済自動車の引取業の登録の有効期間の延長	法律	自動車リサイクル法第第42条第１項、同条第２項	環境省環境再生・資源循環局資源循環課資源循環制度推進室 03-6205-4946
	使用済自動車に係るフロン類回収業者の登録の有効期間の延長	法律	自動車リサイクル法第53条第１項、同条第２項	環境省環境再生・資源循環局資源循環課資源循環制度推進室 03-6205-4946
	使用済自動車又は解体自動車の解体業の許可の有効期間の延長	法律	自動車リサイクル法第60条第１項、同条第２項	環境省環境再生・資源循環局資源循環課資源循環制度推進室 03-6205-4946
	解体事業者の破砕業の許可の有効期間の延長	法律	自動車リサイクル法第67条第１項、同条第２項	環境省環境再生・資源循環局資源循環課資源循環制度推進室 03-6205-4946
環境省告示第38号 （令和８年８月12日）	産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可の有効期間の延長	法律	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条	環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制担当参事官室 03-5521-9274
	特別管理産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物処分業の許可の有効期間の延長	法律	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の４	環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制担当参事官室 03-5501-3157
	一般廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物処分業の許可の有効期間の延長	法律	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条	環境再生・資源循環局　廃棄物適正処理推進課 03-5501-3154
	熱回収機能を有する一般廃棄物処理施設の認定の有効期間の延長	法律	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第９条の２の４	環境再生・資源循環局　廃棄物適正処理推進課 03-5501-3154
	熱回収機能を有する産業廃棄物処理施設の認定の有効期間の延長	法律	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の３の３	環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制担当参事官室 03-5521-9274
国土交通省・環境省告示第５号（令和８年８月７日）	水質検査機関の登録更新期限の延長	法律	水道法第20条の５第１項	環境省水・大気環境局環境管理課水道水質・衛生管理室 03-5521-8300
	簡易専用水道検査機関の登録更新期限の延長	法律	水道法第34条の４において準用する法第20条の５第１項	環境省水・大気環境局環境管理課水道水質・衛生管理室 03-5521-8300
環境省告示第38号 （令和８年８月12日）	特定外来生物の飼養等の許可の有効期限の延長	法律	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第５条	環境省九州環境局野生生物課 096-322-2413
	特定外来生物の放出等の許可の有効期限の延長	法律	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第９条の２	環境省九州環境局野生生物課 096-322-2413